

ZENRAKUREN 全酪連会報 4

2021 APR No.667



若手後継者の本音／
久保 貴光さん

令和2年度
全酪連監事・役職員研修会

酪農業に対する理解醸成活動報告

第十二次中期 事業計画 案

総務部だより／
「肥料取締法」から
「肥料の品質の確保等に関する法律」へ！
改正の概要と施行のスケジュール！！

新入職員入会式

令和3年度
主な酪農関連対策について
(令和2年度補正予算含む)

日本酪農見て歩紀／
(有)ビッググリーン増幌
(北海道稚内市)

酪農トピックス／
日本酪農政治連盟東北ブロック協議会
「通常総会」・「研修会」・「意見交換会」
開催 (仙台) ほか

北関東事務所の
赤城酪連内移転について



www.zenrakuren.or.jp/business/kobai/calftop/



全国酪農業協同組合連合会

牧場概要

世界農業遺産にも登録されている石川県能登半島。その中央に位置する七尾市は、中心部が七尾湾に面しており、能登の里山里海で育まれた海の幸・山の幸を味わうことができます。

また、七尾市には日本でも珍しい海の温泉が湧き出る「和倉温泉」があります。和倉温泉の歴史はおよそ1200年前にはじまり、七尾湾の沖合で、傷ついた足を癒すシラサギを漁師夫婦が見つつけ、不思議に思っ近づいてみると、温泉が湧き出ていたと伝わっています。加賀藩二代藩主・前田利長が腫れ物で困った折、和倉温泉の「涌浦の湯」を取り寄せ治療したことが

家族構成

ら湯治の評判が高まり、現在も多くの観光客が疲れた体を癒しに和倉温泉を訪れています。現在七尾市は人口51,000人、酪農家戸数は3軒です。今回はそのうちの1軒である久保牧場の久保貴光さんにお話を伺いました。

父の吉彦さん（64歳）、母の いえみさん（61歳）、長男の貴光さん（34歳）、次男の法光さん（33歳）、三男の吉光さん（28歳）、吉光さんの妻の6人家族でしたが、令和2年11月22日に三重県津市出身の真子さん（34歳）と貴光さんが結婚したことで、三男夫婦は近所にアパートを借りたため現在は5人で暮らしています。

牧場の沿革

久保牧場は貴光さんの曾祖父の代から始まりました。祖父の代では30頭ほど飼養していましたが、祖父の入院をきっかけに父の吉彦さんが酪農経営を引き継ぎ、高校卒業と同時に貴光さんも就農しました。

平成14年に「ミルク屋さんのくぼちゃんパン」として自家製牛乳を利用したパンの製造・販売が本格化し、平成17年に酪農部門と自家製パン製造部門に分け、「有限会社くぼちゃんパン」として牧場を法人化しました。その後平成22年

今回は、石川県七尾市久保牧場の久保 貴光さんにお話を伺いました。



に「農場 HACCP」に取り組み、高品質な生乳生産と繁殖の改善に努めました。

労働力

現在は母のいえみさん、次男の法光さん、三男の吉光さんが自家製パンの製造・販売などを担当し、父の吉彦さん、長男の貴光さん、奥さんの真子さんが酪農の仕事を担当しています。

奥さんの真子さんは自家製パンの仕事を手伝うこともあります。

久保貴光さん、真子さん

若手後継者の

本音

Vol.49



久保家

【経営概況】

所 属 石川県酪農業協同組合

家族構成 父の吉彦さん、母のいえみさん、長男の貴光さん、奥さんの真子さん、次男の法光さん、三男の吉光さん

飼養頭数 経産牛24頭と子牛2頭(約10頭を上牧中)

生産から販売まで安心・安全を届けるために

特徴

経産牛24頭と子牛2頭を飼養しています。育成牛は石川県の放牧場へ預託しており、約10頭(取材当日)を上牧しています。購入乾草と自給粗飼料を給与しており、草地では7町歩ほどの土地でオーチャードを生育しています。牛舎は係留の対尻式のもので、建設してから十数年ほどです。以前より検討していた搾乳牛の増頭を目指し、乾乳牛舎の増設工事をおこなっています。過去にHACCP 推進農場であった経験を活かし、作業日誌を記入して牛の健康状態や成績のチェックなどは継続して行うなど、経営向上に生かしています。

くぼちゃんパンについて

『くぼちゃんパン』は、幼いころは体が弱かった貴光さんのために、母のいえみさんが「栄養ある安全な食べ物を食べさせたい」との思いから、自家の牛乳を使用し、パンを作ったことから始まりました。

現在製造しているパンの種類は50種類以上で1日300個ほどを生産しています。地元の高校やスーパーマーケット、道の駅などの直売所をメインに販売し、訪問販売も行っています。水の代わりに自家製牛乳を使用し焼き上げるパンは、口当たりが柔らかく、ほのかな牛乳の甘みが感じられます。

(私は塩パンと豆パンをいただきました。塩パンはパンの甘さを程よい塩気が引き立て、豆パンは金時豆とくぐいす豆の甘みとパンの甘みが喧嘩せずに共存しており、どちらも大変美味しく頂きました。ご馳走様でした。)

就農までの経緯

祖父母が牛の世話をしていたため酪農という仕事は身近に感じていたものの、当初貴光さんは実家の酪農を継ぐつもりはなく、地元の工業高校に進学し、友人に囲まれながら日々充実した学生生活を送っていました。ところが、貴光さんが高校3年生のときに祖父が入院し、市議会議員であった吉彦さんが酪農経営を引き継ぎました。議員の仕事に加え、慣れない酪農業に



くぼちゃんパン 一部商品



牛舎内はきれいに整理されています

苦労している父の姿を見て、「大変そうやから何か協力できないか」と貴光さんは思うようになりました。そして高校3年の冬、父の手伝いをするところから貴光さんの酪農は始まりました。

しかし、いざ就農したものの、工業高校で勉強していたこともあり、酪農どころか農業の基本的な知識もなかったため、分からないことだらけだったそうです。そこで知識不足を補うために石川県が新規就農者向けに開催している「アグリ塾」に参加し、実家で酪農作業を行いながら酪農の知識を学びました。さらに数年前に「農場 HACCP」を取得すべく、関係団体の協力を仰ぎながら、飼養管理や作業の記録等の改善を重ねました。その結果、数年前まで



つなぎ牛舎 対尻式です

は生乳のペナルティを受けることや、繁殖がうまくいかないことが多かったそうですが、今ではペナルティを受けることも少なくなり、繁殖成績も良くなったそうです。

貴光さんは当時を振り返り、「父は忙しく不在の時も多かったため、就農直後から仕事を一人で任されることもありました。手探りのなかやっていたので失敗もいろいろと経験しました。最初は仕事と割り切ってやっていたんですが、必死に仕事をこなすうちに、気が付くと気持ちに余裕ができるようになっていきました。就農当初は決まった日常作業をこなしている感覚でしたが、毎日牛に触れて世話をしているうちに徐々に犬・猫のペットのような愛着がわいて牛に



堆肥舎

対する興味が増したことで、農場 HACCP に取り組んだことで子牛の死亡事故が減少したことで、搾乳作業の見直しができて乳質改善につながったことで酪農を楽しんでいるようになりました。」と仰っていました。

周囲の酪農家とのつながりについて

「就農した直後はわからないことが多く、父も忙しく聞けないこともあったので、そういう時は七尾市内のほかの酪農家に電話し、先輩としてアドバイスをもらっていました。また、能登地区10名の酪農家に参加する酪農青年部の集まりで、牧草や仕事の話などお互いに情報交換を行っています。」

真子さんの結婚

真子さんとの出会いは平成30年に静岡県で開催された中部酪農青年女性会議主催の「第47回中部酪農青年女性酪農発表大会」でした。当時貴光さんは発表者として壇上上がり、真子さんは聴者という立場でしたので、貴光さんは真子さんのことをまだ知らなかったそうです。真子さんは貴光さんの発表を聞き「とてもしゃかりしてそう」という印象を持ったとおっしゃっていました。同年の夏に広島県で開催された全国酪農青年女性会議酪農発表大会の懇親会で、初めて2人でお話しする機会があり、発表大会終了後に貴光さんから連絡して、メッセージを

やり取りするようになりました。頻繁にやり取りをするわけではなく、1日2〜3通の頻度だったそうですが、その中でお互いに親しみやすさを感じ、2人は徐々に惹かれあっていきました。

そして昨年11月に2人はご結婚され、結婚式では石川県の伝統に則り、「花嫁のれん」と「花嫁道中」が行われました。「花嫁のれん」とは北陸地方の花嫁道具のことで、花嫁は結婚前日に嫁ぎ先にのれんを持参し、仏間の入り口にかかげます。結婚式当日にのれんをくぐることでその家の一員として認められる、という風習があります。「花嫁道中」は嫁入り先から神社までを歩き、近所の人々へのお披露目と「これか

らもよろしくお願ひします」という挨拶の意味もある行事です。

真子さんにもお話を伺ったところ、「実家でも酪農を経験してきましたが、気候風土が大きく違うため、戸惑う事も多いですが、今までの経験を少しでも生かせられるようにしていきたいです。特に草作りを、これから2人で試行錯誤しながら頑張っていきたいです。」と仰っていました。

今後・将来の目標

「農場HACCP」で学んだことを生かし、毎年1つずつ目標を設定して少しずつ酪農経営を改善していきたいと考えています。今年の目標は牧草の更新に力を入れて、自給飼料を改善し、給与飼料の品質の底上げを行うことです。

また、乾乳牛舎が新たに建設されますが、牛舎完成後にそこでのような管理をするのがとても重要になってきます。例えば完成した牛舎への風の入り方や、牛への暑熱の影響がどの程度になるかなど、いざ牛を新しい牛舎に入れてみないとわ



花嫁のれん



入刀式 ケーキはもちろんな牛柄です!

からないところもあります。今後はさらに牛をよく観察しながら、柔軟に管理していきたいと考えています。

『くぼちゃんパン』が製造販売する全てのパンは自家製牛乳を使って製造していることもあり、安定した乳質の牛乳を提供していきたいです。そのためにも健康的な牛を飼育できるようにしたいと考えています。今後は父からさらに牛舎での仕事を任せてもらえるようになり、今以上に責任も生まれてきます。トラブルが起きた場合でもしっかりと対応できるように、今後も勉強していきたいです。」

加えて、貴光さんは体力が続く限り酪農を続けたいと思っているようで、年齢を重ねても



乾乳牛舎を建築中
この記事が掲載される頃には完成しています

健康に仕事ができるように、体力づくりの環境でマラソンをされています。26歳から七尾市のマラソン大会である「万葉の里マラソン」に出場されており、今後も県内の大会を中心に出場しマラソンを続けていこうと思っています。

全国の若手後継者へ一言

「今、牛乳の生産が落ち込んでいる中、将来の牛乳生産を担っていくのは私たちです。これからの若い世代は酪農業存続のために、日々の作業に負けない強い体を作り、積極的に勉強会などに参加して知識を深めるとともに、全国の仲間と出会い共に頑張りましょう！」



地域伝統の舞

最後に

この度は快く取材にご対応いただき誠にありがとうございました。取材を通して久保さんから安全な牛乳を生産し、消費者に安心を届けたという熱い思いを感じました。今後の目標について伺った際に仰っていた、飼養管理、カウコンフォートの徹底、そして牛乳の品質を維持し、美味しく安全なパンを販売する。これらは全て消費者である我々に向けた酪農の素晴らしさを伝えるため日々奮闘している姿の現れと感じました。

これからも北陸、そして日本の酪農の将来を担い、安心安全な牛乳の生産をお願いします！

名古屋支所 古内 詩乃



笑顔で取材に対応して頂きました

全酪連監事・ 役職員研修会

令和3年2月9日（火）、令和2年度監事・役職員研修会を開催いたしました。今回は、コロナ禍であることからリモートでの開催となりましたが、32会員から90名の方々にご参加いただきました。慣れないリモートでの開催にもかかわらず大勢のご参加をいただき、ありがとうございました。

なお、今回の研修会は、全酪連ホームページにて視聴することができます。

監事の役割と監査のポイント

〜非常勤監事の立場及びコロナ禍への対応を中心に〜

J A 全中 J A 経営対策部 公認会計士

服部 夕紀氏



今回は、「監事の役割と監査のポイント〜非常勤監事の立場及びコロナ禍への対応を中心に」というテーマを用意しました。全酪連グループの酪農協・連合会は、事業規模が大きいにもかかわらず、監事さん方が全員非常勤でいらっしゃるとい

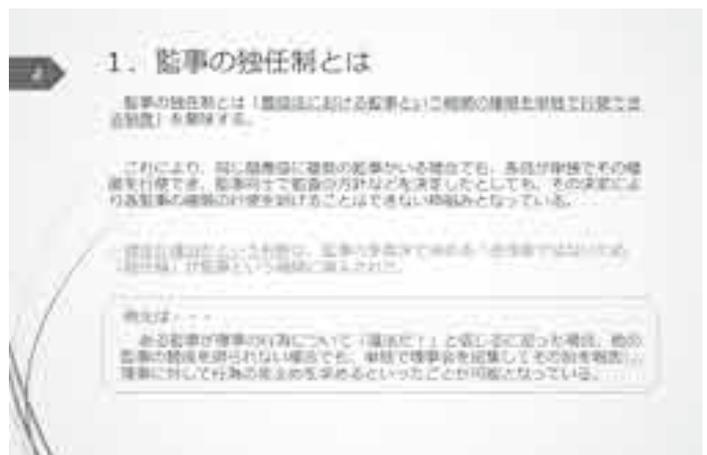
ケースが割と珍しくないと伺っていること、また、集乳業務を日々行っている会員の皆さんにとって、コロナ禍に対する事業継続計画（BCP）への対応が、とても重要になっているからです。以下では、関連するスライドの番号の次に、解説文を記載しています。スライドと解説文を照らし合わせながらお読みください。

1. 監事の独任制とは
2. 監事の役割分担と連帯責任について
3. 監事同士の情報共有について

まず、農協法上における監事の位置づけについて、簡単に復習しましょう。監事は、農協法上、監事という機関の権限を単独で行使できます。これを「独任制」といいます。

これにより、同じ酪農協に複数の監事がいる場合でも、各自が単独でその権限を行使でき、監事同士で監査の方針などを決定したとしても、その決定により各監事の権限の行使を妨げることはできない枠組みとなっています。そのため、農協法においては「監事会」という機関は存在しないことになっています。その一方で、実務上は、大半の酪農協・連合会において監事会が設けられています。このように、農協法の建てつけと実務慣行が一致していないため、色々な局面で不整合が生じているといえます。

また、酪農協・連合会は事業を幅広く営んでいますから、監事同士で役割分担を定めて組織的・効率的に



監査を行わなければ、監事監査の網羅性を満たすことが難しくなります。しかし、監事は、酪農協・連合会に対して、連帯責任を負うこととされていますから、監事間でいかに情報を共有するかということが、とても大切になってきます。常勤監事がある場合には、常勤監事が核となって非常勤監事に情報を発信できるのですが、全員が非常勤監事の場合、そうはいきません。したがって、情報共有をどのように行っていくのかというのが、とても大切な論点となります。

4. 経営判断の原則について
5. 重要会議において経営判断の合理性をどのように検証するか？

次に、監事が、理事の職務の執行を監視・監督する上で大切な判断基準となる「経営判断の原則」について説明します。経営判断の原則とは、理事が下した経営判断が裏目に出て損失を被った場合に理事に法的責任があるか（善管注意義務違反があるか）どうかを判断する際の基準となる考え方です。

酪農協・連合会を経営していく上では、リスクを冒して新規事業等に乗り出す必要がある場合があります。ある程度リスクを取っていかないと、持続的経営に必要なリターンも得られなくなるからです。その新規事業が仮に失敗に終わって損失を被った場合、単純に失敗に終わったというだけで理事が結果責任を問われたのでは、あまりにも危険が大きすぎて、理事のなり手がなくなったり、意思決定の際に果敢な意思決定を下すことが不可能になったりします。その結果、酪農協・連合会の事業活動が停滞してしまったり、組合員・会員にとっ

て、元も子もありません。

そこで理事が行った経営判断について、どのような場合に法的責任が生じるかを判断する際に基準となる考え方が「経営判断の原則」となります。法的には、理事の意思決定において善管注意義務違反があるか否かということ（民法644条、農協法35条の2第1項）。

スライド8「5. 重要会議において経営判断の合理性をどのように検証するか？」をご覧ください。監事の皆さんは、業務執行権限は有していませんが、会議における議論の進め方が不十分だったり、おかしかったりする場合に「そういう決め方ではまずいのではないですか」と発言しなければなりません。では、どういう場合がまずいのかと申しますと、最初から結論ありきで、おざなりな議論しかなされていけないケースです（スライド9参照）。スライド8のような議論がきちんと行われているか、ぜひご留意ください。なお、過去の最高裁判所判例では、経営破たんしたJAにおける堆肥センターの建設を巡る、JAの監事に対する損害賠償請求事件があります。どういった場合に監事は任務懈怠責任を問われるのか、具体的

2. 監事の役割分担と連帯責任について

監事は事業を幅広く営んでいる。
→ 監事同士で役割分担を定めて取締役・役員等に監事を科すのは違法。監事連帯責任を負うことが許される。

しかし・・・

- 1) 監事の役割はその任務を分ったときは割合に押し、これによって実際に解決を断ずる責任を負う（農協法35条の6第1項）。
- 2) 監事の役割はその職務を行う上において故意又は重大な過失があったときは、これによって第1項に準じて損害賠償する責任を負う（農協法35条の6第2項）。

さらに・・・

取締役の役員が故意又は重大な過失に生じた損害を賠償する責任を負う場合に於いて、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、連帯して責任を負うなければならない。（農協法35条の6第3項）。

3. 監事同士の情報共有について

監事の責任に於ける裁判において「役割分担」が要件に認められるとは言い切れない状況下で、監事は連帯責任を課せられている。

しかし、職務上の事実を漏れなくかつ正確に把握するためには、監事同士で役割分担した役割的・政策的に監事監督を実施することが不可欠である。

監事同士の役割分担により、役割分担の中心となる役割分担が監事同士の間で共有される場合には、監事間で十分に役割分担が確認されたことが事実である。

例えば・・・

- 常勤監事は日常的に取締役と接触しており、職務上の役割分担と異なる人事を存している。
- 常勤監事に対して、非常監事は情報が小さい状況に陥るとは情報を把握できる機会が多いといえる。
- 常勤監事に限らず、必ずしも役割分担が、資料監事に積極的に確認して済むとはしない。

4. 経営判断の原則について

経営判断の原則とは、理事が下した経営判断が裏目に出て損失を被った場合に理事に法的責任があるか（善管注意義務違反があるか）どうかを判断する際の基準となる考え方である。

事業を営んでいくうえで、リスクを冒して新規事業等に乗り出す必要がある場合がある。その新規事業が仮に失敗に終わって損失を被った場合、単純に失敗に終わったというだけで理事が結果責任を問われたのでは、あまりにも危険が大きすぎて、理事のなり手がなくなったり、意思決定の際に果敢な意思決定を下すことが不可能になったりして、事業の事業活動が停滞する可能性がある。

そこで理事が行った経営判断について、どのような場合に法的責任が生じるかを判断する際に基準となる考え方が「経営判断の原則」である。法的には、理事の意思決定において善管注意義務違反があるかということになる（民法644条、農協法35条の2第1項）。

5. 重要会議において経営判断の合理性をどのように検証するか？

監事が理事の経営判断の合理性をみる場合、取締役の役割（アベール守則）を基本に、監事の役割的な観点として、次の事項が考えられる。

- ① 判断の前提となる資料の提供、事業関係、他の当事者の意向等を調査し、資料のこの配置が合理的な権利義務関係その他の状況を正確に把握しているか？
- ② 何々の資料提供が前提とし、それぞれについて監事によって把握される利益と損失等の定量的比較を行い、議案が採択によって合理的に判断されているか？
- ③ 特に取締役の経営に重要な影響を及ぼす資料について、必要に応じて専門家を活用しているか（例えば会社や支店等の出資有価証券については不動産鑑定士、動物品のリーガルチェックや輸出については弁護士、税務や会計については税理士などを利用する）？
- ④ 議案に内容するリスクを分析し、回避策を十分に講じているか？

・参考 自説「最高裁判例」

に書かれています。(最高裁判決 平成21年11月27日 集民2332号393頁)

- 6. 監事全員が非常勤である場合の日常監査の工夫①②
- 7. 非常勤監事としての判断のあり方
- 8. 非常勤監事はどのように情報を収集するか?

この辺りが、今回の研修のメインテーマとなります。監事監査の生命線は、いかに、重要な情報について、適時に報告を受けるかということなのです。

この点について、監事監査手続に絡めながら、留意すべき点をスライドにまとめています。常勤監事と異なり、非常勤監事が酪農協・連合会に出勤される日程は限られますから、往査時の職員との面談、代表理事組合長



とのディスカッションといった機会を大事になさってください。管理職等の幹部職員の方々は、少なくとも年に1度は面談をすることが望

ましいと思います。また、面談で得た情報を次の面談に活かして深掘りしていくと、通り一遍ではない情報が得られます。有用な情報は、ぜひ、酪農協・連合会に還元していただけたらと思います。

非常勤監事の多くは生産者であり、組合員の立場を熟知しています。したがって、酪農協・連合会の常勤理事や職員に比べて一歩引いた視点から本質や潜在的なリスクを見られる立場にあります。これは、とても大きなメリットといえます。

監事監査の局面で判断に悩まれたら、①組合員なら理解できるか、②自分が組合長ならこの判断をするか、できるか、といった視点から考えてみると良いと思います。

日常、酪農協・連合会に出勤していない非常勤監事ならではの違和感、をぜひ大切になさってください。団体内部の常識が、世間の常識となつている事例は数多くあります。迷ったら、酪農協あるいは連合会としての経営理念、すなわち、酪農業の持続可能な運営に照らして妥当かどうかを判断するという姿勢が求められます。酪農協・連合会には、組合員全体の幸せや地域の酪農

6. 監事全員が非常勤である場合の日常監査の工夫①

非常勤監事は、日常的に組合に出勤するわけではなく、一方で、組合の事業活動は日々、進行している。この中で、非常勤監事が監事監査の実効性を高めなくてはならない工夫が求められる。

監事の日常監査は大きく分けて、①連合会等への出展、②事業は業務的・財務、③農産物の品質、④役員、⑤代表理事とのフェイス・トゥ・フェイス、に分けられる。それぞれに絞って工夫を見ていく。

①連合会等への出展
経営理念の浸透（スライドドア）を目的に、協議が求められているか（イメージ）を確認する。報告は外に漏れさせず、シラケンケンで返答されているかを確認する。

②事業は、業務執行確認はいいが、組合員レベルで理事の職務執行の監視・監督を行うことが、重要な役割である。したがって、監査活動の工夫が求められる。以下が参考になる。

③農産物の品質
監事等への出展と関係があるが、非常勤監事は、組合員レベルの農産物について直接チェックできないため、感度・検査結果を確認する必要がある。できれば、高感度な検査を実施し、その結果を定期的にチェックアップするなど工夫が求められる。

6. 監事全員が非常勤である場合の日常監査の工夫②

④職員との面談
職員との面談は、特に非常勤監事にとっては、重要な情報源である。リスク情報を把握するうえで、高感度な情報となる。非常勤監事の担当職員と、少なくとも年に1回は面談をすることが望ましい。また、面談で得た情報を次の面談に活かして深掘りしていくと、通り一遍ではない情報が得られる。有用な情報は、組合員に還元することが望ましい。

⑤役員
組合員や非常勤理事の組織強化がしっかり行われているが、年間1回は面談はいいが「組織に過度な依存性を求めていないか」、非常勤理事の成長がない状態はないかといったことを把握するために行う。

⑥代表理事等組合長のフェイス・トゥ・フェイス
酪農協等組合長とのフェイス・トゥ・フェイスは、非常勤監事にとって、組合を取り巻く経営環境やリスクの把握、経営等代表理事等組合長がどのように動いているのかが把握するうえで、最も重要な手続である。④職員との面談、⑤役員、⑥面談した関係のリスク情報などを代表理事等組合長に直接にアポイントし、代表理事等組合長の組織を構築する。フェイス・トゥ・フェイスにおいては、代表理事等組合長の未報告のリスクを把握する、重点的に行う。

7. 非常勤監事としての判断のあり方

組合員非常勤監事や職員は、日々の事業活動において非常勤をこなしてきて、経験が積もりつつある。

一方、非常勤監事の多くは生産者であり、組合員の立場を熟知している。したがって、組合員非常勤監事の経験を活かして、より多くの視点から業務の現状やリスクを把握し、対応に努める。

監事監査の現場で判断に悩んだら、①組合員なら理解できるか、②自分が組合員ならこの判断をするか、できるか、といった視点から考えてみる。

①日常、組合に出勤していない非常勤監事は必ずしも農産物、を大事にすることが重要である。団体内部の常識が、世間の常識となっている事例は数多くある。迷ったら、酪農協等組合員、あるいは酪農協等組合員連合会としての経営理念、すなわち、酪農業に持続可能な運営に照らして妥当かどうかを判断していく。

②監事等組合員レベルで理事の職務執行の監視・監督を行っているという使命がある。非常勤監事は、役員、組合員等組合長と一定の面談があるからで、より直接的に、組合・連合会レベルで事業活動と関係との関係を確認する必要がある。

8. 非常勤監事はどのように情報を収集するか?

監事監査は、監事等組合員レベルで実施され、生産者レベル、組合員非常勤監事等組合員レベルで実施される。以下が参考になる。

(1) 組合員非常勤監事としての判断のあり方
① 組合員非常勤監事としての判断のあり方
② 組合員非常勤監事としての判断のあり方
③ 組合員非常勤監事としての判断のあり方
④ 組合員非常勤監事としての判断のあり方
⑤ 組合員非常勤監事としての判断のあり方
⑥ 組合員非常勤監事としての判断のあり方
⑦ 組合員非常勤監事としての判断のあり方
⑧ 組合員非常勤監事としての判断のあり方
⑨ 組合員非常勤監事としての判断のあり方
⑩ 組合員非常勤監事としての判断のあり方

業を守っていくという使命がありま
す。非常勤監事は、常勤理事・常勤
監事に比べて、酪農協・連合会と一
定の距離があるからこそ、より客観
的に、酪農協・連合会の日々の事業
活動と使命との関係を見られるとい
う強みを持っていらっしゃるとい
うことを、ぜひ忘れないでください。

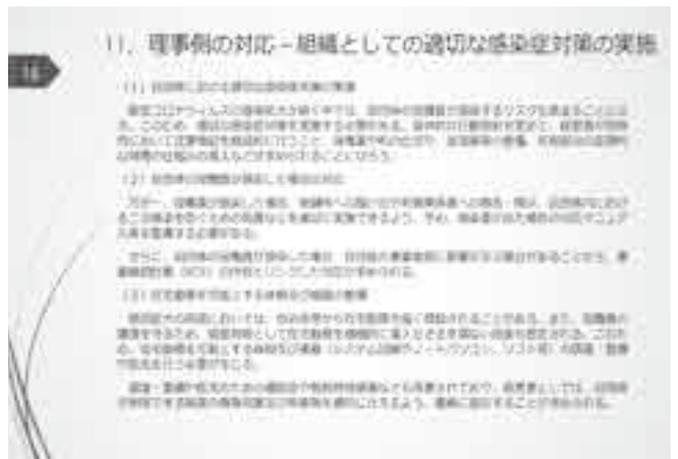
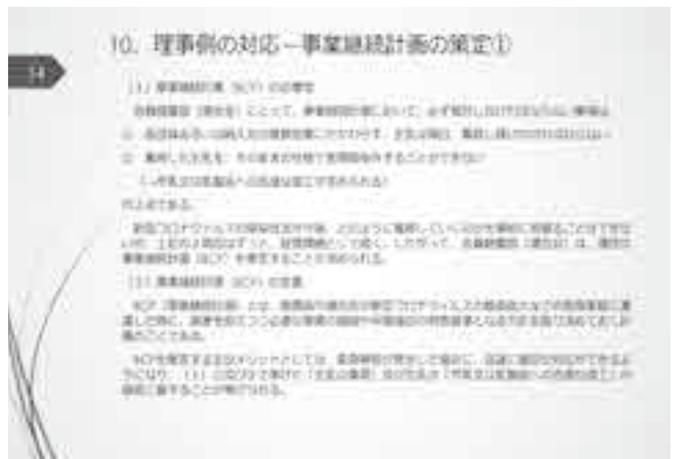
- 9. コロナ禍における監事監査上
の留意点—総論
- 10. 理事側の対応—事業継続計画
の策定①②
- 11. 理事側の対応—組織としての
適切な感染症対策の実施
- 12. 理事側の対応—感染拡大によ
る販売の減少、法律による自
粛要請、業務自粛による業務
の中断への対応のあり方
- 13. コロナ禍における監事監査上
の留意点—各論

新型コロナウイルスの感染拡大が
続き、全酪連の会員酪農協・連合会
も「事業環境の急激な変化」に直面
しており、今後、どのように対応す
るのか、理事側にとって大きな課題
となっています。そのため、監事

も、理事の職務執行の監視・監督を
する立場上、理事側が適切に対応し
ているかどうかを検証することが不
可欠であると考えられます。そこ
で、以下では、新型コロナウイルス
の感染拡大が続く中での監事監査上
の留意点について述べます。
まず、理事側に求められる対応と
しては、スライド13にありますよう
に、以下の3項目が焦点となります。

- ① 事業継続計画(BCCP)の策定
- ② 組織としての適切な感染症対
策の実施
- ③ 感染拡大による販売先減少、
法律による自粛要請、業務自
粛による業務の中断への対応
のあり方

①事業継続計画(BCCP)の策定
についてですが、BCCPの必要性及
びその定義については、スライド14を
参照ください。BCCPを策定する主
なメリットとしては、緊急事態が発
生した場合に、各団体が迅速に適切
な対応ができるようになり、皆さん
の使命である「生乳の集荷」及び生
乳の「市乳又は乳製品への迅速な加



●鳥山みどり幼稚園
食育教室
鳥山みどり幼稚園
開催日：令和3年3月3日(水)
参加者：酪農とちぎ 青年部



酪農業に対する 理解醸成活動 報告



●酪農理解醸成活動
佐賀県有明海漁業協同組合 南川副支所 海苔検査場
開催日：令和3年2月19日(金)
参加者：佐賀県酪農婦人部連絡協議会 1名



●雲仙市酪農連絡協議会
による医療従事者の方
へのLL牛乳寄付
医療法人伴帥会
愛野記念病院
開催日：令和3年3月9日(火)
参加者：雲仙市酪農連絡
協議会 他4名



●さが駅前うまいもん市場における
乳製品販売・酪農理解醸成
佐賀市駅前広場
開催日：令和3年3月12日(金)～
14日(日)
参加者：佐賀県酪農婦人部連絡協議会
2名



●保育園でのLL牛乳配布
管内保育園9か所
開催日：令和3年2月16日(火)
参加者：熊本県酪農青壮年部協議会 熊本県酪農女性部協議会

①鹿木こども園



②稲光園



③かもと乳児保育園



④富慈園



⑤かおう保育園



⑥まほろば保育園



⑦つぼみ保育園



⑧栗の実保育園



⑨城北アソカ保育園



事業計画案

本会は、第十一次中期事業計画（平成30～令和2年度）を令和2年度で終了し、令和3年度から第十二次中期事業計画に基づき、事業を展開することになります。3月2日開催の理事会で承認され、3月12日から開催された「ブロック別会長・組合長会議」において報告・協議されました。最終的には7月20日に予定しております通常総会に諮ることになっていきます。

以下に、第十二次中期事業計画（案）の概要を報告いたします。

I 基本方針

本会は、酪農生産基盤の維持・拡大を目的として、平成24年度から平成33年度までの10年間の本会事業の基本方針を「全酪連将来ビジョン」としてとりまとめ、それに基づいて中期事業計画及び単年度事業計画を策定し、事業に取り組んできた。

しかし、この間、「全酪連将来ビ

ジョン」策定時には想定し得なかった環境の変化が生じていることから、第十二次中期事業計画の策定に合わせ、一年前倒しで「全酪連将来ビジョン」を見直すこととした。

これまでの取り組みを振り返って検証するとともに、今後、日本の酪農が直面する課題に対応しつつ、実効ある行動を着実に積み重ねていく。その成果に対して会員・酪農家から評価を得られるよう、全力で取り組んでいくものとする。

このことを事業推進の基本に据

えて、①酪農経営環境の安定化、②酪農経営の持続力向上、③酪農生産物の販売強化、④組織運営の効率化と財務体質の充実、⑤ガバナンスの強化、を基本施策とし施策を展開する。

II 基本施策

1 酪農経営環境の安定化

(1) 搾乳用後継牛の確保

全国の酪農生産現場では乳用牛への黒毛和種交配率が上昇する傾向にあることから、酪農家が性選別精液等の有効活用により自ら計画的に搾乳用後継牛を確保する意識を醸成する活動や支援を行う。

さらに、後継牛の安定的な確保と労力負担の軽減（搾乳部門等への集中化）を支援するため、全国組織としての機能を生かして、販売預託事業の更なる拡充を図る。

また、若齢預託牧場については、哺育期の労力の軽減に応え、その飼養管理技術を広く発信し、地域の若

齢預託牧場設立等を支援するとともに、販売預託事業の円滑な運営にも資するよう、整備に努める。

(2) 酪肉近を踏まえた生乳販売体制の構築

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針に基づき、変化する需給環境下においても生産者が持続的に生乳販売を委託できる生乳販売体制のあり方を生乳販連や会員組織と連携して検討の上、構築し、取引先乳業者に対して生乳の販売が適切に実施されるよう取り組む。

また、老朽化が進む北福岡工場については、乳製品の販売戦略を伴う設備投資を検討し、生乳需給調整の一翼を担い続ける。

(3) DMS（酪農家経営管理支援）システムの更なる支援強化

DMSシステムを活用したデータ集計及び分析による、より精度の高い酪農経営支援体制の構築に加え、先進技術（IT/ICT/IoT）の導入により、生産者における省力化と各種データを活用した酪農経営力の更なる向上を目指す。またシステム導入先に専用のサポートセンターを開設し、フォロー体制の安定とサービス向上を図る。

(4) 後継者の確保・育成

生産基盤維持のために、会員及び関連団体と連携し、酪農就業や牧場従事などを志す者に対する研修の場の提供から就農までを支える、本会独自の制度「酪農を支える人材育成事業（全酪アカデミー）」を、関連部署協力のもと構築する。

また、全国酪農青年女性会議が行う後継者相互の情報交換・交流、研修等の活動に対して支援する。

(5) 組織強化の取り組み

会員の組織整備の実現に向け必要に応じた情報提供や助言を行うとともに、会員組織の人的資源の不足や業務の多様化等に対し、組織機能強化を目指した事務作業の合理化、省力化など必要な助言・提案等を行い支援する。また、研修会や会報等を通じ、会員及び酪農家に広く有用な情報提供を行う。

酪農関連全国組織に求められる目的を効率的に果たすため、機能の整理・統合について関係団体と検討を行う。

(6) 政策の提言

酪農生産基盤の安定化につながる政策（各種補助事業、制度など）について、関係団体と連携して協議し、

提言を行う。

2 酪農経営の持続力向上

(1) 哺育飼料の供給体制の更なる強化

国内外の研究機関との連携をより一層強化し、生産現場での子牛の事故率低減や将来の泌乳能力の向上に寄与する機能や技術の開発・普及に継続的に取り組む。さらに、安定的に高品質の製品を製造・供給できる体制を強化し、供給数量の拡大を図る。また、供給に際しては哺育領域に関する職員の知識を強化するための継続的な仕組みも構築し、生産現場での貢献度を高める。

(2) 生産性の持続的な向上に貢献する高品質な生産資材の供給

配合飼料は世界各国の産地情報を的確にとらえた飼料原料を調達し、製品供給を通じて新たな技術や知識を普及することで、酪農家の生産性の持続的な向上に貢献する。

また、全酪連グループ飼料工場の将来的な運営体制について、他社等との連携も含め検討を行う。粗飼料は需要に応じた品質の確保と徹底した保管コスト・在庫の管理

を継続する。酪農資材は会員・酪農家のニーズに対応し新たな技術や知識を念頭においた生産資材を供給する。

(3) 生産性向上に向けた人員体制の構築

多様な生産現場に対応して生産性の向上が図られるよう支援するため、内外の関係各所との連携を深め、最新情報の提供や提案、技術普及を行う人材の育成プログラムを作成し、様々な手法で本会職員及び会員等に向けて発信する。

(4) 酪農経営における労働生産性の向上

搾乳ロボットや哺育ロボットなど労働生産性の向上に向け進化し続ける技術へ対応する体制を整備する。また、IT/ICT/IoT技術や農場作業標準（「テリイナビ」）の普及など生産現場の省力化・標準化を図る取り組みを推進する。

(5) 持続的な酪農経営に寄与する研究開発

国内外の研究機関との更なる連携強化を継続し、新たな技術や情報を製品開発に繋げていく。また、酪農技術研究所の機能を拡充し、製品開発を加速化する。

3 酪農生産物の販売強化

(1) 乳製品製造販売体制の強化

北福岡工場の設備の維持管理及び生産体制の強化・効率化を図るとともに、食品安全システム認証を取得し、安全・安心で高品質な製品を製造する。

また、会員乳業者と連携した仕入販売体制の強化により、ユーザーの需要に応える乳製品供給を安定的に実施する。

(2) 全酪ブランドチーズの販売推進

会員・酪農家、お客様のニーズに応えるチーズを、これまで培ってきた技術と経験を活かし、委託製造先との連携により高付加価値かつ独自性のある全酪ブランドとして開発・販売することを通じて、国産チーズの振興と収益基盤の確保を図る。

(3) 生体牛及び食肉の取扱いの強化

全国の会員と連携し広域的な集畜と販売を行うことにより酪農経営の安定化に貢献する。さらに、酪農家が国産牛肉の生産を担っていることを消費者へアピールし、有利販売に努める。また、畜産事業に関するスペシャリストを育成する。

4 組織運営の効率化と財務体質の充実

(1) 業務の効率化

決裁の迅速化、書類の印刷・保管にかかるコスト削減、書類整理等の効率化を目的として、電子決裁やペーパーレス化を促進する。また、業務の効率化やBCPの観点からWEB会議やテレワークの活用拡大を図る。

(2) 本会職員の確保・育成

新卒採用の確保に向けた多様な働

(1) 年度別売上高

(単位：百万円)

部門 / 年度	令和2年度 見込	令和3年度 計画	令和4年度 計画	令和5年度 計画
酪農事業	5,816	5,614	6,133	6,673
購買事業	75,358	74,414	74,814	75,300
合計	81,174	80,028	80,947	81,973

(2) 年度別経常利益

(単位：百万円)

年 度	令和2年度 見込	令和3年度 計画	令和4年度 計画	令和5年度 計画
経常利益	1,762	533	320	406

きかけ、中途採用の通年実施を通じて本会の職務を担う人材を継続的に確保する。また、多様な働き方や個性と能力を生かし職員の意欲を更に高める労働環境を整備するとともに、体系的な教育研修を更に充実させ適正な人材配置により成長を促すことで、能力を發揮できる人材を育成する。

(3) 財務基盤の充実

全酪連グループ内の資金及び保有資産の効率的活用を推し進めるほ

か、必要な資金については安定的かつ適切な調達を図る。また、酪農環境の変化に対処しつつ、設備投資を行っていくため、安定した収支を確保し財務基盤の充実に努める。

(4) 基幹システム安定稼働

基幹システムの安定稼働を図るため、メーカー保守が終了する会計システム及び生産管理システムの更新を行う。また、WEB会議の機会が増えていることから、情報インフラの整備に取り組むと共に、業務効率化構築についてのサポートを行う。

5 ガバナンスの強化

(1) 内部統制機能の強化

全酪連グループ全体の内部統制機能の強化によって、事業活動の安全性・標準化による業務の効率性の向上を図る。

(2) コンプライアンス経営の推進

本会の「組織理念」と「行動規範」にのっとり、法令・社会規範の遵守等コンプライアンスに係る役職員の意識の保持に努め、コンプライアンス経営の推進を図る。

(3) BCPの実効性向上

自然災害や感染症等、あらゆる事

態を想定し、実効性のあるBCPの策定・検証を行う。

(4) 品質保証システムの継続的改善

食品及び飼料の関連法令に基づいた適正な原料使用、製品製造及び表示を基本とし、品質保証関連規定の適時・適切な検証・整備を図る。

食品のHACCP、飼料等の適正製造規範(GMP)、食品表示基準及びISO品質マネジメントシステムに的確に対応するよう担当部署の指導・支援をするとともに、有効性の高い品質監査を行い、クレームデータ等の活用により効果的な是正措置の構築や、再発防止策の継続的な実施を支援する。

(5) 内部監査機能の強化

本会の内部監査実施担当者、本会及び子会社の管理職、総務企画担当者を中心に全国農業協同組合中央会が開催する内部監査担当者研修会を受講させ、自主検査のチェック機能向上と内部監査の強化を図る。併せて、農業協同組合内部監査士の資格取得を推進する。

また、監事監査が効率的に進められるよう、監事と積極的な情報交換に努める。

「肥料取締法」から 「肥料の品質の確保等に関する法律」へ！ 改正の概要と施行のスケジュール!!

はじめに

我が国では、化学肥料を製造する時に使われる、りん鉱石やりん酸アンモニウムなどのりん酸原料、塩化加里などの加里原料はほぼ全量輸入に頼っています。また、主要な窒素原料である硫酸アンモニウムや尿素の製造に必要なアンモニアは、空気中の窒素と水素を反応させて製造しますが、天然ガスやナフサなどを利用した大量のエネルギーが必要です。

このように、我が国で使用される化学肥料の原料は大半が海外からの輸入に頼らざるを得ない状況となっています。

また、経済発展が著しい国々を中心とした人口増加や、食生活の変化により、食糧や飼料穀物の増産が必要となり、世界的に肥料の需要が高まっています。将来的にも肥料原料価格が高値で推移することが懸念されています。

国内の農業に目を向けると、家畜由来の「堆肥」の発生は偏在しており、需要とのバランスが取れていない地域が多く見られます。

そのために、農地の地力の低下や土壌栄養バランスの悪化が懸念されるなど、「堆肥」の広域流通が課題となっています。

労力の面で見ると、専業化・大型化した農家では労働生産性の向上が求められ、高齢化した農家では労働強度も含めた労力での課題が顕著で、双方において、合理的で省力的な施肥管理の導入が求められています。

このような情勢の中、令和元年12月4日に「肥料取り締まり制度の一部

を改正する法律」が公布され、「肥料取締法」の一部の改正が段階的に施行（法律の効力を発生させること）されることになりました。

この記事では、今回の改正を行った趣旨、主要な改正の内容と今後の施行スケジュール、改正により期待されるメリットなどを記載させていただきます。

また、改正前からの酪農家の義務ではありませんが、再確認の意味で、「堆肥」や「動物（家畜）の排泄物」を経営外に販売（無償譲渡の場合も含みます）する場合に必要な「特殊肥料生産業者届」と「肥料販売業務開始届」や「品質表示」について記載させていただきます。

I 改正の趣旨

今回の改正で、次のような趣旨による見直しが行われています。

◎ 農家ニーズに対応した肥料生産への規制緩和

- 肥料原料として、「堆肥」や「産業副産物由来肥料」「土壌改良資材」を配合することを可能とし、耕種農家の農地の地力の低下や土壌成分の栄養バランスの悪化を防ぐとともに肥料コストの低減化を図る。

- 複数回行っている「化学肥料」と「堆肥」、「土壌改良資材」の施肥を一回の施肥作業で行えるよう省力化を可能とする。

- 製造の2週間前までに登録が必要な肥料に加え、1週間前までの届出による製造が可能な肥料を新設し、農業者のニーズにあった肥料の

開発や内容変更をスピーディーに行えるようにする。

◎ 肥料の安全性を担保するための原料管理制度の導入

● 「産業副産物」などの原料使用により、人や作物に有害な影響が出ない様に、使用可能な原料の規格を定め、原料管理記録制度を導入することで「産業副産物」の肥料利用の促進と肥料の安全性の確保を図る。

◎ 農家が肥料に求める機能などの表示の充実化

● 肥料がどのくらいゆっくり効くか（緩効性）や今まで一部の成分しか認められていなかった「微量要素成分量」の表示が行えるようになるなど、農家が合理的な施肥の判断を行うために役立つ表示の充実化を図る。

● 農家がより安心して肥料を利用できるよう、従来行っていた肥料成分の虚偽表示に加え、肥料原料についての虚偽表示を禁止する。

II 改正内容と施行スケジュール、改正により期待されるメリット

これらの改正の趣旨に沿って、次のような主要改正が行われています。

なお、主要改正の施行は、令和2年12月1日と令和3年12月1日の2回に分けて行われます。施行日別に記載します。

令和2年12月1日施行済の主な改正内容

① 法律名が変更されます

「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」への法律名の変更が行われました。

「法令データベースシステム」で「取締法」を入力し検索すると、「覚醒剤取締法」「鉄砲刀剣類所持等取締法」など39件の法律が表示されます。危険なものや不正行為を取り締まる法律に「取締法」という名称が多く使われています。

今回の改正に合わせ、重要な農業生産資材の一つである肥料の品質確保のために、肥料製造者の果たすべき義務を定めるという趣旨に合わせ、このような名称変更が行われました。

② 「特殊肥料（堆肥など）」「土壌改良資材（※）」と「普通肥料（化学肥料など）」を配合した肥料の生産が可能になります。（肥料の品質の確保等に関する法律）第4条

「肥料取締法」では「堆肥」と化学肥料を配合した肥料は原則認められていませんでした。「堆肥」と化学肥料の配合が可能になることにより、耕種農家のみならず、畜産農家双方に次のようなメリットが出ることで期待されます。

● 労力の問題などで堆肥の施用が出来ていなかった農地の地力の改善が期待されます。

● 別々に行っていた、堆肥による土づくりと化学肥料による施肥を同時に行うことが可能となり、施肥作業の省力化が図れます。

● 肥料原料として堆肥が利用できることで、コストダウンが可能になり、輸入原料のコストアップリスクを低減化できます。

● 堆肥の需要が拡大されるとともに、地域により偏在している堆肥の広域流通が可能となることで、堆肥を過剰施用している地域の農地の土壌栄養バランスの改善が期待されます。

※「地力増進法」第十一条第一項で指定する次の土壌改良資材が対象です。

泥炭・バークたい肥・腐植酸資材・木炭・珪藻土焼成粒・ゼオライト・バーミキュライト・パーライト・ベントナイト・VA菌根菌資材・ポリエチレンミン系資材・ポリビニルアルコール系資材

③ 登録済みの肥料同士を配合し、造粒などの加工を行う場合の登録を不要とし、届出による生産が可能になりました。（同法第4条）

「肥料取締法」で、登録済みの肥料同士を配合する場合は届出での生産が可能でしたが、今回の改正で造粒などの加工を行う場合も届出での生産が追加され、可能になりました。

土壌分析結果に基づいた合理的な施肥への取組が増加していますので成分の変更のたびに登録の手続きが必要であった点を改め、登録済み肥料同士の配合に造粒などの加工を行うことが届出で可能となり、機動的な肥料生産が行いやすくなりました。

④ 前述②③の肥料生産は、届出後1週間で生産することが可能になりました。(同法第16条の2、第22条)

肥料の登録が必要な場合は、生産の2週間前までに行わなければなりません。届出での対応が可能になることで申請作業の負担が軽減されるとともに期間が一週間短縮されることで、より機動的な生産が可能になります。

令和3年12月1日施行の主な改正内容

⑤ 肥料に利用できる原料の範囲について規格を定めることで明確にし、人や作物への安全性も考慮した適切な原料使用が徹底されます。(同法第3条)

「産業副産物」などの人の健康や作物の生育に悪影響を及ぼす成分についての公定規格を定めた告示や省令が令和3年12月1日施行に向け順次交付されることになっています。

⑥ 肥料製造事業者に対し、使用した原料の種類や使用量を帳簿に記載し保管することが義務付けられます。(同法第27条)

人の健康や作物の生育に悪影響を及ぼす成分が基準超過した場合の原因追跡を可能とし、その結果いかんで行政処分や罰則の適用が検討されます。

⑦ 肥料の原料についての虚偽宣伝が禁止されます。(同法第26条)

「肥料取締法」では、肥料の成分についての虚偽宣伝が禁止されていますが、今回の改正により原料についての虚偽宣伝の禁止が追加されます。

⑧ 肥料原料や成分以外にも品質や機能などの表示基準を設け、基準を満たす場合に表示する仕組みを導入します。(同法第21条)

緩効性肥料(ゆっくり長く肥効を保つ肥料)は追肥の回数を減らしたり、作物生理に応じて適切に使用することで、生育を促進する効果が見込まれることから、需要が増加しています。

しかしながら、製造や販売事業者が独自の基準により肥効が出る時期を表示しているため、製品比較が難しい状況にあり、基準を設け表示することになりました。

表示基準を定めた告示や省令が令和3年12月1日施行に向け順次交付されることになっています。

⑨ 「公定規格」が見直されます(同法第3条)

「肥料取締法」において、公定規格として「肥料の種類」ごとに「含有すべき主成分の最小量(%)」「含有を許される有害成分の最大量(%)」「その他の制限事項」が定められています。

しかしながら、主成分の濃度が規格の最小量を下回るために肥料として利用できない産業副産物が多く存在していたり、肥料の種類ごとに規格が細分化されているため、ある種類の肥料での使用が認められている原料が他の種類の肥料では利用できないといった問題がありました。

また、土壌分析に基づき合理的な施肥への取り組みが増えてきていますが、公定規格で成分濃度が細かく規格化されており、成分濃度の組み合わせの制限により、農家から求められる成分の肥料が作れない、含まれている微量要素の表示が認められない場合があるなどの問題点がありました。

これらの問題点を踏まえ、次のような公定規格の見直しが行われます。
● 産業副産物の有効利用のため、細分化した「公定規格」を統合・簡素化し、一部肥料の成分濃度の規格が引き下げられます。

今後の利用が期待される肥料原料例

- 豚糞の焼却灰
- 発電プラント等の木質系焼却灰
- 食品残渣の焼却灰
- 食品系汚泥発酵肥料
- 下水処理場りん回収物(MAP)

● 様々な微量元素の表示が出来るよう「公定規格」を緩和します。
例えば、堆肥などには「ほう素」のような微量元素が含まれている場合もあり、表示が可能になることで、作物のほう素欠乏のような生理障害の改善のための活用が期待されます。

III

「堆肥」「動物(家畜)の排泄物」販売時に必要な酪農家の義務

今回の改正前からの酪農家の義務となっていますが、経営外に「堆肥」

や「動物（家畜）の排泄物」を反復・継続して販売や無償譲渡する場合には、各都道府県知事に「特殊肥料生産業者届」と「肥料販売業務開始届」を届け出ることが義務となっています。いわゆる「稲わら交換」や無償で行う場合も対象となっていますので注意が必要です。

また、分析をもとにした「品質表示」を包装への記載又は印刷物の提示（バラでの譲渡時）により行う義務があります。それぞれの概要については次の通りです。

① **特殊肥料生産業者届（「肥料の品質の確保等に関する法律」第22条）**

生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に次の事項を届け出なければなりません。様式や必要書類、書類提出先などは各都道府県担当部署にお問い合わせください。

- 氏名及び住所（法人の場合は法人名と主たる事務所の住所）
- 肥料の種類及び名称（種類は「堆肥」「動物の排泄物」のどちらかになります）
- 生産する事業場の名称及び所在地
- 保管する施設の所在地

② **肥料販売業務開始届（同法第23条）**

販売する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に次の事項を届け出なければなりません。様式や必要書類、書類提出先などは各都道府県担当部署にお問い合わせください。

- 氏名及び住所（法人の場合は法人名と主たる事務所の住所）
- 販売業務を行う事業場の所在地
- 保管する施設の所在地

③ **品質表示（同法第22条の2）**

包装せずバラで販売や無償譲渡する場合が大半だと思いますが、その場合は印刷した品質表示を渡す必要があります。

また、成分表示は公定法による分析結果をもとに記載する必要がありますが、牛糞由来の「堆肥」「動物の排泄物」の場合の必要表示成分は、「窒素全量」「りん酸全量」「加里全量」「炭素窒素比」「水分（乾物当たりの成分表示の場合に限り表示）」となっています。行政から示されている表示様式は次の通りです。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称	〇〇〇〇
肥料の種類	「堆肥」または「動物の排泄物」
届出をした都道府県	〇〇県 第〇〇〇号
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇 〇〇 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇
正味重量	バラ（不定買）
生産した年月	令和〇年〇〇月
原料	牛糞、おがくず、〇〇
備考	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
主要な成分の含有量等（乾物当たり）	
窒素全量	2.1%
りん酸全量	1.9%
加里全量	2.4%
炭素窒素比	14
水分含量	60.5%
※現物表示の場合は水分含量の表示は不要です	

最後に

今回の法改正で、国内の有用な肥料資源である堆肥や産業副産物を肥料原料として利用することが可能になりました。これらを原料として使用した肥料のコストダウンや施肥作業の省力化が期待されます。

また、届出で製造可能な対象が拡大されるなど、新しい成分の肥料の製造までの期間短縮が可能になり、緩効性の表示の導入や微量要素の表示の要件が緩和され、肥料の選択や効果的に使用するために必要な表示が充実されました。

これらの、今回の改正により期待されるメリットは耕種農家の方にも多くあると考えられますが、堆肥が肥料原料としての使用が増えていくことは、酪農家にとっても堆肥の安定的な販売先を新たに獲得するチャンスでもあり、それぞれの地域での耕種農家グループなどの動向や堆肥を配合した肥料の情報などにもアンテナを張っておく価値があるかと考えます。

ゼンラク肥料のラインアップ例と標準施肥設計

(施肥単位 20kg 袋 / 10a) ※目安

作物名	土壌改良材		基 肥			追 肥
	ゼンラクミネラル石灰 又は 苦土入りミネラル石灰		標準圃場	カリ蓄積圃場	糞尿多用圃場	
とうもろこし ソルゴー スーダン	3~5袋	ゼンラク303 13 - 20 - 13	ゼンラク304 13 - 20 - 4	ゼンラク386 13 - 18 - 6	ゼンラク826 8 - 12 - 6	
		ゼンラク252 12 - 15 - 12	ゼンラク223 12 - 12 - 3			ゼンラクNP12 10 - 20 - 0
イタリアン ムギ類	4~5袋 (晩秋)	ゼンラク444 14 - 14 - 14	ゼンラク422 14 - 12 - 2	カリレス 8 - 18 - 0 - 5	ゼンラクNK32 16 - 0 - 16	
		ゼンラク826 8 - 12 - 6	ゼンラク223 12 - 12 - 3	ゼンラク386 13 - 18 - 6	ゼンラクNK806 18 - 0 - 16	
混播牧草	4~5袋 (晩秋)	ゼンラク444 14 - 14 - 14	ゼンラク223 12 - 12 - 3	ゼンラクNP12 10 - 20 - 0	ゼンラクNK32 16 - 0 - 16	
		ゼンラク252 12 - 15 - 12	カリレス 8 - 18 - 0 - 5	ゼンラク386 13 - 18 - 6	ゼンラクNK806 18 - 0 - 16	

詳しい取り扱い銘柄は最寄りの支所までお問い合わせください。

土壌・堆肥分析 ／ 飼料分析を おすすめします



●土壌・堆肥分析

- 土壌の質（保有成分、塩基置換容量：肥料持ち、リン酸吸収係数：リン酸施肥の重要度 など）を知ることから始めましょう
- 過剰に施肥しないことで高品質で多収量（＝安価な飼料作物）を収穫するヒントになります

●飼料分析

- 収穫物の特性を理解して給与、経営の向上
- 来年の栽培計画（播種、収穫など）にも活かしましょう

全酪連2021年の ニューフェイスが集結!

4月1日(木)、全酪連本所 酪農会館（東京都渋谷区）において令和3年度新入職員入会式が行われ、今年度は、大学・大学院卒業が21名、高校卒業が1名入会しました。これからよろしくお願いたします。



酪政連活動報告

日本酪農
政治連盟

令和3年度 主な酪農関連対策について (令和2年度補正予算含む)

令和3年度の酪農関連対策要請については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、活動に大きな制約がかけられましたが、正副委員長を主体とし積極的に要請活動を行って参りました。

先般発表された令和3年度の酪農関連対策は本連盟の要請も与していただき、酪農振興に理解のある対応が取られたものと思っておりますので、その内容を下記の通りご案内いたします。

① 前年に措置され、本年度も引き続き継続、拡充されている事業

事業名	予算名	前年金額	本年度金額	概要	農林水産省担当課
加工原料乳生産者補給金	令和3年度当初予算	37,481	37,481	8.26+2.59=10.85円/kg、対象数量345万t	牛乳乳製品課
環境負荷軽減に向けた酪農経営支援策	令和3年度当初予算	6,183	6,183	飼料作付面積1.5万円/ha	畜産企画課
畜産経営体生産性向上対策	令和3年度当初予算	3,000	3,000	労働負担軽減対策(搾乳ロボット、発情発見装置等の導入支援)	畜産振興課
乳業等の再編・合理化に向けた支援	令和3年度当初予算	20,020	24,497	乳業工場の新増設・廃棄等の支援、貯乳施設・余剰生乳処理施設の新増設への支援	牛乳乳製品課
和牛・乳用牛の増頭・増産対策	令和2年度第3次補正	10,898	13,258	27.5万円/頭など	畜産企画課
畜産・酪農収益力強化整備等対策事業(畜産クラスター事業)	令和2年度第3次補正	40,900	48,100	規模拡大、生産性向上に向けた畜産集団(クラスター計画)の立案に対する、機械、施設等への1/2補助	畜産企画課等
酪農経営支援総合対策事業	令和2年度ALIC事業	4,452	4,566	中小酪農経営等の生産基盤強化(簡易畜舎整備、育成牛の事故率低減ワクチン補助、初妊牛導入5万円、自家生産子牛増頭5万円、乳用牛の流通促進等)	牛乳乳製品課 畜産企画課 畜産振興課
酪農労働省力化推進等緊急整備対策事業	令和2年度ALIC事業	5,500	5,500	省力化機器の導入支援	畜産振興課

(単位：百万円)

② 酪政連が数年前から要請を続けた結果、措置された事業

事業名	予算名	前年金額	本年度金額	概要	農林水産省担当課
鳥獣被害対策	令和3年度当初予算	10,010	15,970	捕獲活動の抜本的強化の取り組み、ジビエ活用に向けた取組の支援(当初予算11005+補正3920+推進枠1045)	農村振興局 鳥獣被害対策室
酪農経営継承対策(経営継承・発展等支援事業)	令和3年度当初予算	0	1,503	地域の中心的経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に向けた取組に関する計画を策定し、経営継承をした場合、最大で150万円を支援(酪農から酪農も可)	経営局 経営政策課
堆肥舎等長寿命化推進事業	令和2年度ALIC事業	213	222	規模拡大しない場合の堆肥舎の補修1/2助成	畜産振興課
ヘルパー対策(酪農経営支援総合対策事業の内数)	令和3年度ALIC事業の内数	90	101	酪農ヘルパーの待遇改善(最大3万円/月*12)中堅ヘルパーの指導力向上に向けた取組支援(従来、酪農ヘルパーに対する労賃補填は無理との見解だったが、それを容認する取り組み)	畜産企画課

(単位：百万円)

③ 新型コロナウイルス禍に対応して措置された事業

事業名	予算名	前年金額	本年度金額	概要	農林水産省担当課
生産者需給緩和対策事業	令和元年度予備費	0	2,299	主として学校給食用牛乳の供給停止に伴う乳代価格差への支援	牛乳乳製品課
生乳需給調整緊急支援事業	令和2年度ALIC事業	0	4,034	牛乳等を医療福祉施設、フードバンク、児童福祉施設等に提供する取組みに要する経費を支援(消費拡大、プラスワンプロジェクト)	
生乳需給改善促進事業	令和2年度ALIC事業	0	5,020	主として過剰な脱脂粉乳対策：乳業者対策(コロナ禍の対策)	
国産乳製品需要拡大緊急対策事業	令和2年度第3次補正	0	1,690	主として過剰なバター、脱脂粉乳対策7000t×240円：乳業者対策(コロナ禍の対策)	

(単位：百万円)

事業の詳細につきましては、担当窓口若しくは各事業実施主体にお問い合わせください。

令和3年度につきましても、本連盟は出来る限りの要請活動を展開し、少しでも酪農業と酪農家の持続的発展に寄与致したいと考えておりますので、引き続き倍旧のお引き立ての程、宜しく願い申し上げます。



▲ 渡辺代表 背景はお孫さんが書いた会社紹介で、お気に入りだそうです

(有)ビッググリーン増幌
北海道稚内市

地域を守る 大規模酪農経営への挑戦

この度訪問させていただいたのは、北海道の最北端 稚内市にあります(有)ビッググリーン増幌です。所属する稚内農業協同組合(板垣和久代表理事組合長)は令和元年度末時点で農家戸数61戸、出荷乳量25,645tとなっております。

地域への多大な貢献

お話を伺ったのは代表取締役の渡辺義範さんです。(有)ビッググリーン増幌は生乳生産を開始して2年目の新しい牧場です。渡辺代表は(有)稚内グリーンファクトリーの代表取締役も務めており、同社は地元増幌地区を含む稚内市で地域密着しながら各種事業を展開し多大な貢献をしている企業です。まず、その功績と酪農事業への参入についてご紹介します。

渡辺代表は25年前まで酪農家の2代目として酪農経営を営んでい

ました。奥様と2人で当時としては全道トップクラスとなる乳牛総頭数200頭を飼養、年間800tの生乳出荷を行い、牧場の経営は安定していました。その一方で、本地域は高齢化と後継者不足による労働力低下が懸念されていて酪農家の減少とともに地域が衰退していく様子を目の当たりにし、このままでは、生まれ育ったこの地域が崩壊してしまいかねないとの危機感を抱いていました。「増幌地区と地域農業を支える方法はないものか」。結果は農業コンサルタント事業(農作業受託支援事業)への転身でした。そこで設立したのが(有)稚内グリーンファクトリーです。地域農業者の規模拡大や経営安定に少しでもお役に立ちたい、そしてそのことを通して生まれ育った農村地域の社会的崩壊を防ぎたい思いが強く、創業当初から基本的な方針は何ら変わることなく現在





に至っています。渡辺代表35歳の決断でした。開始した農業コントラクター事業では離農跡地を購入して牧草地に転用することで未耕作地が荒れ果てることを防ぐことができました。さらには、飼料作物を集約的・効率的に収穫することで、従来のように生産者がバラバラで取り組むよりも個々の負担は軽くなりました。また、農家ニーズに応えるために大型牧草収穫機械を次々と導入し、天候に左右されずに良質粗飼料の確保が出来る体制整備も進めました。それらを中核に、農業土木工事、運送事業全般、稚内珪藻土（稚内層珪質頁岩）の販売、冬季の除雪作業等へと事業を拡大し、平成30年には風力発電国内最大手企業との共同出資により、総事業費100億円を投じて自社所有の4,500haの一部に世界最大級の風車10基（30,000kw）を設置した風力発電施設を設立。「最北稚内から食糧とエネルギーを全国へ」をモットーに地域への恩返しとして描いてきた夢を実現させました。風力事業への参入を考えたのは、25年前に近隣の幌延町に核廃棄物関連施設の建設が決定したことで、渡辺代

表の脱原発を訴える気持ちが益々強くなったためです。20年前に独自で自己所有地の山に風況を測るポールを設置し、強い風を利用した再生可能エネルギーで地域おこしが出来ないかと模索を続け、その結果、着手してから10年後にその夢が実現しました。地球にやさしいクリーンエネルギーを宗谷をはじめ全道、全国に供給しております。現在では、道央の石狩市望来地区及び古平町管内において、約3,200kwの風力発電機を併せて6基設置すべく、今年度（令和3年12月）の営業運転に向けて現在取り組んでいるそうです。この他にも、太陽光施設や小型風力施設も各地で稼働しています。

再び酪農へ 〜有ビッググリーン増幌〜

平成5年に設立された同社は成長を続け従業員70名の会社となり、さまざまな事業の傍ら、地元の保育所や小中学校への物品寄贈、高校への寄付を行うなど地域への貢献、活性化に努めてきました。また、同社は稚内市中心部から約15km離れた場所にあります。会社周辺に移住する社員家族も増加し、僻地保育所や小

中併設学校は存続されています。これらは多数メディアにも紹介され、渡辺代表も多忙な日々を送っていましたが、一方で地域酪農家の減少には歯止めがかからず、このまま地域から酪農が衰退していくことへ危機感をさらに強めました。

かつての自分の生業でもあり、地元の基幹産業である酪農を継続、発展させていきたいとの思いから、再び酪農へ参入することを決意。宗谷管内の農家の手の足りないところをお手伝いする農業コントラクター事業とあわせて地域を盛り上げていくため有ビッググリーン増幌を設立しました。農業コントラクター事業により酪農に必要な機械、草地等はすでに所有していることから、必要なのは牛と牛舎です。早



速、自社所有の土地に250頭規模のフリーストール牛舎と育成舎、パラルパーラーを新設しました。肝心の搾乳牛は価格高騰が続いていたため、元酪農家のノウハウを生かし

て市場で子牛を購入し搾乳牛へと育て上げました。令和元年4月から生乳生産を開始、現在は搾乳牛400頭、育成牛700頭となっています。これによって、「最北稚内の地で最先端の設備と技術で日本の食料を支える」ために、安全な食料基地とし

ての一翼を担っていきたく考えています。

さらなる大型酪農経営へ

稚内地域では家族経営が主流で、大規模集約酪農、ロボットなどの機械化は進んでいません。そのような



中、同社は令和2年5月に8基の搾乳ロボットを備えた480頭規模のロボット牛舎を建設しました。さらに今後5年間の目標として草地を現在の倍の2,000haに増やすこと、搾乳牛を2,000頭とすることを掲げ、同規模の搾乳ロボット牛舎をもう一舎建設することを予定しています。地域で初めての企業型大型酪農として「酪農の町」を守っていくとともに、多様化が進む酪農経営のひとつのモデルケースになればと考

えています。一方、元酪農家である渡辺代表にとっても(有)ビッググリーン増幌の経営は挑戦です。8基の搾乳ロボットの効率的な運用方法や牧場の主力を担う後継牛の自家哺乳育成強化など、経営安定化とさらなる発展のために模索を続けています。

雇用を拡大し、稚内市をより豊かな町に

全国最大規模のギガファームを目指す背景には、地域の雇用を拡大することで、過疎化を防ぎ豊かな町にしたいと言う渡辺代表の思いもあります。現在、外国人実習生5名を含む従業員9名(渡辺代表を含む)で作業を行っています。外国人実習生は労働力としてではなく、意思を尊重するため日常の会話を大切にしていくそうです。福利厚生も充実しており、各種の保険、社宅のほか、退職金も用意しています。今後、牧場の規模拡大に伴い日本人や外国人実習生の受け入れも拡大する予定で、実習を通じて酪農技術だけでなく稚内の魅力にも触れてもらい、将来町に入植してくれる人材が育つことを期待しています。従業員教育につい



ても同様で、現在は社長が陣頭に立ち指揮していますが、今後は責任者・後継者を育てながら(有)ビッググリーン増幌を末永く営農できる牧場へ成長させることが渡辺代表の目標です。

全酪連としても、今後も同社の継続的な発展のため要望に合ったサポートさせていただきま。この度は大変お忙しい中、取材へのご協力を誠にありがとうございました。

仙 台
支 所 発

日本酪農政治連盟東北ブロック協議会 「通常総会」・「研修会」・「意見交換会」開催

日本酪農政治連盟東北ブロック協議会（柴田輝男会長；秋田県酪農連盟）は、令和3年2月24日（水）宮城県仙台市の会議室施設において、通常総会・研修会・意見交換会を開催しました。コロナ禍で実開催は困難な状況が続いていましたが、東北管内で実際に出席しての会合は1年ぶりとなりました。



▲挨拶をする柴田会長

通常総会は回を重ねること第52回でしたが、来賓に日本酪農政治連盟の坂本保幹事長を迎え、東北6県7会員全てからの出席を得て総員は15名で開催されました。第1号議案の令和2年度運動報告並びに収支決算、第2号議案の令和3年度運動方針並びに収支予算案など第5号議案まで審議され、全て可決承認されて無事終了しました。

続いての研修会は、講師に農林水産省東北農政局の小林博行次長、同農政局畜産課の國分裕之処理対策官を招き「原発事故からの畜産業の復旧・復興」とりわけ岩手、宮城、福島で問題となっている「放射性物質汚染と牛の移動制限」について講演がありました。東日本大震災・原発事故から10年が経過していますが、経産牛の出荷については、安全・安心を確保

するためその牛肉の全頭検査や抽出検査が実施されている現状などの説明がありました。各県の自主規制ではありますが、いつ解除されるかわからない、先が見えないという状況を改めて確認する結果となりました。



▲東北農政局小林次長

意見交換会では、日本酪農政治連盟坂本幹事長に酪農活動結果報告の中で「主な酪農関連対策について」話をいただき、意見交換が行われました。酪農ヘルパーの利用拡大については、ヘルパーの待遇改善に補助が出ることは評価できるものの、その交付要件がどのようになるのかについて意見が交わされました。また、鳥獣被害防止対策、酪農経営継承対策、酪農生産基盤強化総合対策などについても、積極的に意見交換が行われました。

1年ぶりの顔を合わせたの会合ということもあって、たくさんの意見や要望などが出され、予定時間をオーバーして終了しました。例年は終了後懇親会が開催されますが、現下の情勢で残念ながら中止ということですが、大いに盛り上がった通常総会・研修会・意見交換会となりました。(I.Y)



▲通常総会の様子

東京支所発

茨城県初となる
乳用種国産種雄牛誕生
「記念贈呈式」を開催

令和3年3月3日という記憶に残る日に、茨城県初の乳用種国産種雄牛を生産した茨城県常陸太田市里川町「佐藤信次牧場」において、記念贈呈式を行いました。

茨城県初となる乳用種国産種雄牛（グリーンエンジェル ラークレスト JC スター ET）が、令和2年2月の乳用種雄牛評価成績でNTP第2位で（一社）ジェネティクス北海道より新規デビューし、その後、同年8月の評価成績でNTP第1位に輝き、その功績が称えられました。

記念贈呈式にあたり、茨城県酪農業協同組合連合会の朝倉実行代表理事会長、笥晴夫代表理事専務、茨城県乳牛改良委員会荒井裕一郎委員長及び佐藤信次さんが所属する茨城北酪農業協同組合の橘和宏代表監事、萩谷勝男参事など関係者が一堂に会し、佐藤信次さんと息子の佐藤範之さんに、記念品の贈呈とともに栄誉を称えるお祝いの言葉が添えられました。

朝倉実行代表理事会長より、お祝いの言葉として、佐藤信次さんと佐藤範之さんに「酪農家の夢である乳用種国産種雄牛を茨城県から初めて生産出来たこと、更には令和2年8月の乳用牛評価成績で全国第1位に輝き快挙を成し遂げたこと、そして何より全国の酪農



▲ 令和2年8月にNTP第1位獲得
「グリーンエンジェル ラークレスト JC スター ET」

家にその優秀な遺伝子を供給し、乳牛改良に大きく貢献出来ることは大変素晴らしいことであり、茨城県の誇りである」との挨拶をいただきました。

荒井乳牛改良委員長より「茨城県初の国産種雄牛は、輸入受精卵から生産されたが、私の牧場にも同じ輸入受精卵から生産された娘牛がおり、乳用牛評価成績で全国第1位の成績と同じ優秀な遺伝子が娘牛としていることを誇りに思う。佐藤信次さんは、以前、茨城県乳牛改良委員会の委員長として県内の乳牛改良に尽力されており、その結果として今回の国産種雄牛誕生に繋がったと感じている」との挨拶がありました。

佐藤信次さんは「茨城県初の国産種雄牛が誕生したのは自分だけの努力ではなく、関係者の協力があってこそ誕生と思うので、今後も関係者の皆様と協力しながら乳牛改良に尽力していきたい」と感謝の言葉を述べられました。



▲ 寄贈プレート贈呈
佐藤範之さん(左)
茨城県乳牛改良委員会 荒井委員長(右)



▲ 記念品盾の贈呈
佐藤範之さん(左)
茨城県酪農業協同組合連合会 朝倉代表理事会長(右)



▲ 生産者の佐藤信次さん



▲ ウォールサイン贈呈
佐藤信次さん(左)佐藤範之さん(中央) 朝倉代表理事会長(右)



▲ ウォールサイン
寄贈プレートを囲み関係者一同で記念撮影

北関東事務所の 赤城酪連内移転について

令和3年3月1日、群馬県高崎市に所在しておりました東京支所管轄北関東事務所が、本会会員である赤城酪農業協同組合連合会（群馬県前橋市、山口栄一代表理事会長）の事務所2階スペースに移転いたしました。同連合会は本会 SP 機能、混合飼料製造、TMR 製造を有した会員組合であり、より協力した事業をおこなうとともに、管内会員・生産者に一層貢献できるよう目指していきたくと考えております。日々情勢が変化する酪農業界に対応していくため、今後も北関東事務所職員一丸となり努めてまいりますのでご指導のほどよろしくお願い致します。



▲ 移転後の祈祷の様子



▲ 右から赤城酪連 小林副会長、北関東事務所 木戸所長

原稿募集

「酪農トピックス」では皆様からの記事を募集しております

共進会、B&W、酪農祭り、親睦スポーツ大会といった催事情報から組合住所の変更や移転等案内情報、そして直営店情報や組合の自慢情報まで、酪農トピックスでは会員の皆様からの原稿を募集しております。本コーナーは会員の皆様の情報交換の場です。ぜひご活用ください。

送付先 皆様のお近くにありますが本会支所までご送付・ご連絡ください。

■札幌支所

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目1 酪農センター 5階
tel. 011-241-0765

■仙台支所

〒980-0021
仙台市青葉区中央1-7-20 東邦ビル3階
tel. 022-221-5381

■東京支所

〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-37-2 酪農会館4階
tel. 03-5931-8011

■名古屋支所

〒460-0008
名古屋市中区栄1-16-6 名古屋三蔵ビル3階
tel. 052-209-5611

■大阪支所

〒532-0011
大阪市淀川区西中島5-14-10 新大阪トヨタビル6階
tel. 06-6305-4196

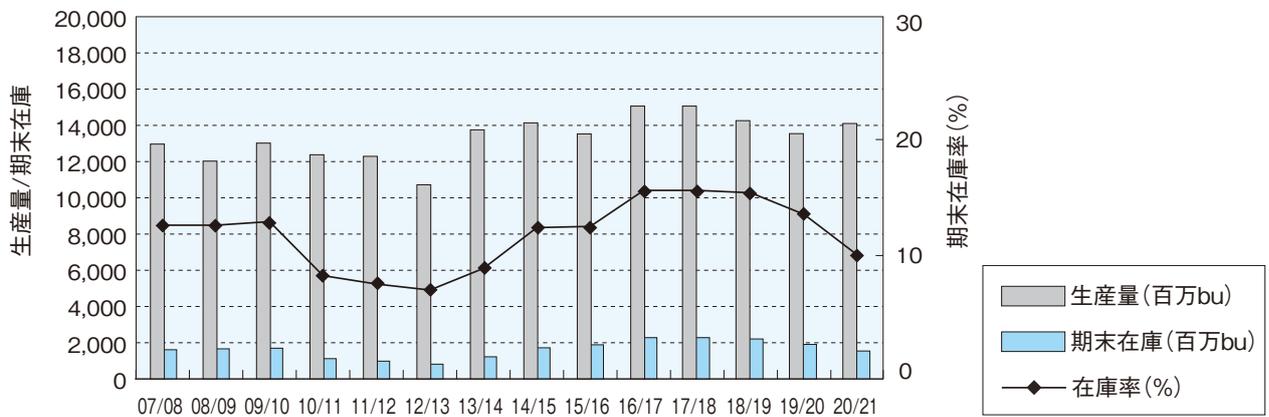
■福岡支所

〒812-0016
福岡市博多区博多駅南1-2-15 事務機ビル7階
tel. 092-431-8111

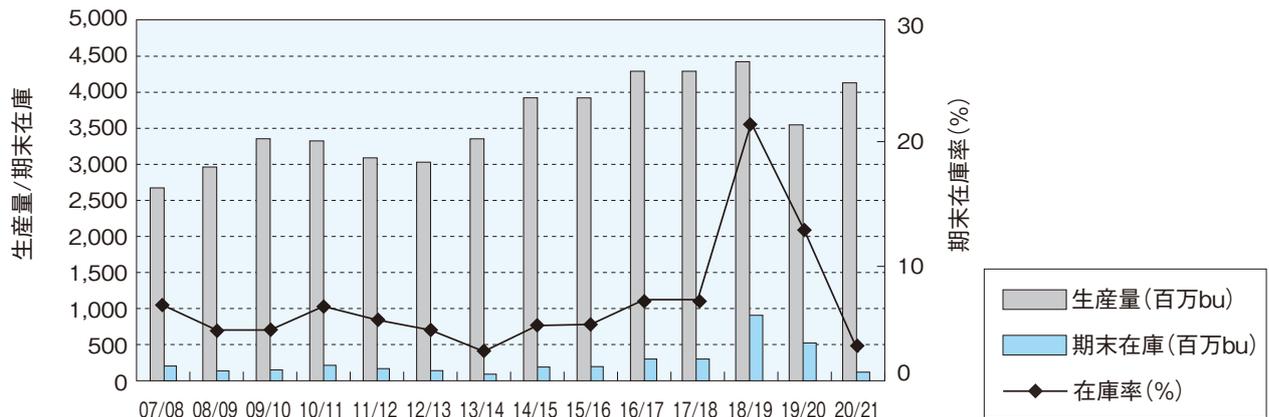


		19/20年産	20/21年産
3月9日発表 米国農務省 トウモロコシ 需給予想	作付面積(百万エーカー)	89.7	90.8
	単 収(ブッシェル/エーカー)	167.5	172.0
	生 産 量(ブッシェル)	136億2,000万	141億8,200万
	需 要 量(ブッシェル)	139億6,300万	146億2,500万
	期末在庫(ブッシェル)	19億1,900万	15億200万
	在 庫 率	13.7%	10.3%
トウモロコシ 相場動向	3月に入っても中国の目立った動きはなく、シカゴ相場も大きな動きは見せてはいない。しかし、南米産のトウモロコシの作付けの遅れから減産懸念が払拭できず、需給が逼迫する恐れがあるため相場は底堅く推移している。今後も引き続き中国の動向や南米での天候状態がシカゴ相場の左右することが見込まれる。		
大豆粕相場動向	堅調に推移している中国産大豆粕相場は旧正月明け以降落ち着きつつあるものの円安により割高感が強まっている。国産大豆粕は、大豆油の搾油量が引き続き低調で、また、原料輸入大豆価格が高止まりしていることから強気の相場展開となっている。		
糟糠類	【一般フスマ】 小麦粉の生産が引き続き低調であるものの、配合割合調整と輸入ふすまの使用により需給は安定しているが、その他の国産糠類も需給が逼迫していることから相場は強含みとなっている。		
	【グルテンフィード】 国産は発生時期に入ってからでも稼働は低調となっており、不足分を輸入で賄うことで需給は安定している。中国産が引き続き高値となっていることや、国産の原料トウモロコシ価格が高騰していることから相場は強気となっている。		
海上運賃	引き続き中国向け穀物需要の増加によりパナマックス需給が引き締まり高騰を招いている。今後も穀物需要が堅調なことから相場強含む見込みとなっている。		

米国産トウモロコシ生産量と期末在庫の推移



米国産大豆生産量と期末在庫の推移

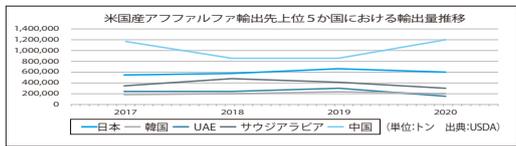




輸入粗飼料の情勢

令和3年3月

<p>北米コンテナ船情勢</p>	<p>北米各港の混雑状況に改善は見られていません。ロサンゼルス港、ロングビーチ港の沖合では、引き続きおよそ30隻が滞船しています。遅れている本船スケジュールを取り戻すために、各船社は3月も本船減便を発表しており、そのしわ寄せにより船腹が一層逼迫しており、希望入船日に沿った船腹予約の確保が難しくなっています。また2月は旧正月前に中国から積出された貨物が多く米国に輸入されており、未だに港の混雑解消の兆しは見えていません。一方でコロナ感染により港湾労働者が不足しているロサンゼルス、ロングビーチでは港湾労働者は優先的にワクチンを受けることができる“エッセンシャルワーカー”として認定されたため、2月中旬から労働者へのワクチン接種が開始されています。アルファルファ、チモシーが多く出荷されるPNWも同様に本船の大幅なスケジュール遅延や空コンテナ不足、スケジュール調整による減便の影響で、船腹が逼迫しています。またPNWから日本への経由地となるバンクーバーは引き続き荒天の影響を受けており港沖合で2-3週間近く滞船するため、日本への到着が大幅に遅れています。海上運賃に関して各船社は、2月にGRI（海上運賃一斉値上げ）を実施しており、1コンテナあたり200ドル~300ドル程度上昇しています。3月も同様に、各社からGRIアナウンスがされており、輸入粗飼料価格を押し上げています。</p>																																
<p>中国の酪農情勢</p>	<p>米国農務省（USDA）の報告書によると21年の生乳生産量は3,450万tと予想されており、生産性の向上と伸長する乳製品の需要を背景に20年よりも5%増加する見込みです。経済成長に伴い食文化の西洋化が進み、乳製品消費量も増加しているため、コロナ禍でも中国国内の乳価は高い水準にあります。中国では、過去10年で大手乳業会社直営の牧場が増加しており、100頭以上の規模の生産者は国内酪農家の70%を占めています。政府からも規模拡大に向けた設備投資に助成金が出ており、資本力のある大型農家の規模拡大が進む反面、小規模農家の戸数は割高な飼料コストと、生体の改良が進まず生乳生産性が低いため、所得が上がらず減少傾向にあります。20年に中国は大規模農家向け中心に蒙州オーツヘイを年間355,734t、北米からアルファルファを1,181,623t輸入しており、蒙州、米国双方の産地で存在感を強めています。需要は日本向けと同様に、上級品が中心となっており、産地相場を下支えています。中国大手の飼料会社関係者によると、中国国内では60-80万tのオーツヘイの自給生産があるものの、総じてWSC（水溶性炭水化物）含量が蒙州産と比較して低く品質が劣るため、自給されたオーツヘイは育成牛等に給与されており、蒙州産のオーツヘイは、生乳生産量増加のため搾乳牛向けに給与されています。現在中国国内の乳価が非常に高いことから今後も蒙州産オーツヘイ及び米国アルファルファは上級品を求める動きは続くものと見られています。昨年2月に米中合意により中国への輸出が解禁された米国産チモシーについては産地相場が高止まりしていることから、中国からの引き合いは弱く、輸出量は限られた数量となっています。</p>																																
<p>ビートパルプ</p>	<p>【米国産】 米国中西部及び東部を襲っている寒波により保管されているビートが凍結し、工場での製糖作業に遅れが出ています。またこの寒波は鉄道輸送にも影響を及ぼしており、工場からビートパルプを出荷するための貨車が大幅に不足しています。製糖作業終了は当初の見込みより遅れており、クリスタル地区では4月中旬、ノースダコタ州のミンダック地区では4月下旬、サザンミネソタ地区は5月中旬ごろとなっています。</p>																																
<p>アルファルファ</p>	<p>【ワシントン州】 米国農務省より3月5日に発表された輸出統計によると、シアトル、タコマ港から1月に世界各国に向け出荷されたアルファルファの輸出量は55,887tとなっており、1月に出荷された過去5年平均の68,486tに比べ81%に減少しています。これは米国西海岸全域で行われ、大きな混乱を招いた15年1月の港湾ストライキ時と同等レベルの輸出量（56,616t）となっており、各輸出業者、船積み手配に苦労しています。</p> <p>【カリフォルニア州】 カリフォルニア州南部インペリアルバレー及び周辺地域では、早い圃場で21年産1番刈の収穫が開始されています。この時期に生産されたものは気温が低い中収穫されたため、十分に乾燥できず、主に内需向けに供給されます。20年産の上級品在庫は中国向けを中心とした輸出業者の需要が引き続き強いことに加え、内需も穀物相場高からアルファルファの供給量を増やしており、産地相場は昨年同時期に比べ若干強含みで取引されています。</p>																																
<p>チモシー</p>	<p>【米国産】 20年産の1番刈は上級品の発生が限定的になり価格は高騰しましたが、引き合いは堅調です。出荷についてはアルファルファ同様各輸出業者、船腹手配に苦慮している状況です。</p> <p>【カナダ産】 アルバータ州南部レスブリッジでは、2月の中旬に非常に強い寒波があったために、輸出業者によっては一時工場の生産が停止しました。この寒波は交通網にも影響を及ぼしており貨物の輸送に遅延が発生しています。また空コンテナ不足と、度重なるバンクーバー港への本船寄港の遅れから、工場の生産スケジュールに遅れが出ており、出荷の遅延が生じています。</p>																																
<p>スーダングラス</p>	<p>産地の生産者は地表の温度を確認しながら、21年産早播きスーダンの播種に備えており、順次播種は開始される予定です。産地の20年産の在庫は輸出業者によっては、すべて成約済みとなっており、新規での追加買いは難しい状況です。</p>																																
<p>クレイグラス</p>	<p>クレインは全酪連の登録商標です。</p> <p>産地灌漑局発表の2月15日付のイーカレッジレポートによると、クレイグラスは昨年同期比89%となる19,755エーカーが作付されています。作付面積は減少しており、他の換金性の高い作物への転作が進められています。</p>																																
<p>ストロー類</p>	<p>2月に米国農務省（USDA）から21年産の作付面積予想が発表になりました。21年はアニュアルライグラス、フェスキューともに前年比4,000エーカー減少、ペレニアルライグラス1,000エーカー程度の増加が見込まれています。15年から作付面積を比較すると、ペレニアルライグラスは42%減少しており、競合作物となるヘーゼルナッツが置き換わるように増加しており、15年に34,000エーカーであったものが直近では60,000エーカーを越す面積が作付けされています。</p> <table border="1" data-bbox="287 1787 1444 1904"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュアルライグラス</td> <td>123,000</td> <td>118,000</td> <td>118,000</td> <td>110,000</td> <td>122,000</td> <td>119,000</td> <td>115,000</td> </tr> <tr> <td>ペレニアルライグラス</td> <td>97,000</td> <td>87,000</td> <td>77,000</td> <td>75,000</td> <td>60,000</td> <td>56,000</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>フェスキュー</td> <td>140,000</td> <td>127,000</td> <td>125,000</td> <td>131,000</td> <td>149,000</td> <td>161,000</td> <td>157,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出典：USDA 単位：エーカー)</p>		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	アニュアルライグラス	123,000	118,000	118,000	110,000	122,000	119,000	115,000	ペレニアルライグラス	97,000	87,000	77,000	75,000	60,000	56,000	57,000	フェスキュー	140,000	127,000	125,000	131,000	149,000	161,000	157,000
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021																										
アニュアルライグラス	123,000	118,000	118,000	110,000	122,000	119,000	115,000																										
ペレニアルライグラス	97,000	87,000	77,000	75,000	60,000	56,000	57,000																										
フェスキュー	140,000	127,000	125,000	131,000	149,000	161,000	157,000																										
<p>オーツヘイ</p>	<p>【蒙州産】 輸出向けは引き続き強い需要が続いており、輸出業者によっては製造能力を上回るオーダーを受注しており、7月まで製造スケジュールが埋まっている状況です。輸出業者によると日本からの堅調な需要に加え、中国からの旺盛な引き合いから当初の予定よりも早く在庫が消化されています。</p>																																
<p>蒙州コンテナ船情勢</p>	<p>各船社は3月に引き続き4月も海上運賃の値上げを示唆しており、北米航路同様、海上運賃は毎月値上げされています。海上運賃上昇に加え、多くの船社はフリータイムが長く輸出先でコンテナが滞留するリスクがある牧草の取り扱いに消極的で、牧草以外の貨物が優先して船積みされるケースが増えています。各輸出業者、顧客からの需要を満たすため、通常では活用しないような海上運賃の高い航路/船社を駆使し出荷対応しています。</p>																																



作品募集のお知らせ

第47回 らくのう 子どもギャラリー

1 募集規定

- (1)酪農を中心とした題材の図画（大きさは自由）
- (2)自作で未発表のものに限ります。
- (3)作品には、題名・住所・氏名・振り仮名・年齢・学校名・学年・保護者名を必ず記載してください。また、酪農家の子弟については保護者の所属組合名を記載してください。
- (4)作品返却を希望される方は応募時に返却希望の旨を申し出てください。

2 応募資格

4歳から中学生までの酪農家の子弟、および酪農に関心のある一般のお子さん。

3 締切日

令和3年5月31日（月）（当日消印有効）

4 提出先

下記「提出先一覧」中の最寄りの酪農青年女性会議事務局宛に提出してください。

5 審査結果の発表

「第49回全国酪農青年女性酪農発表大会」の発表要旨、および全酪連会報7月号に審査結果を掲載いたします。

6 褒賞

- ・特選 1点
 - ・入選 4点
 - ・秀作 若干
 - ・ファミリー賞 若干
（牛とのふれあいなど、ほのぼのとした雰囲気を持つ作品に贈られます）
 - ・あすなる賞 若干
（小学校入学以前の方の優秀作品に贈られます）
- ◎入賞者には記念品を贈呈いたします。
◎図画の優秀作品は、作者の顔写真・審査講評と共に「全酪連会報」の最終ページに掲載します。



第46回 特選
「なが〜い舌でお食事中」
田尻 琉太朗さん

第11回 酪農いきいき フォトコンテスト

全国酪農青年女性会議では、酪農家の生活や牛乳の生産現場をより鮮明に消費者に伝えていくことを目的に、「酪農いきいきフォトコンテスト」を実施します。

つきましては、下記のとおり作品を募集しますので、ふるってご応募いただきますようお願いいたします。

1 テーマ

- ①「乳牛のいる風景」
 - ②「酪農作業風景」
- ※いずれも、酪農家がいきいきと牛乳生産に励む様子や、安心安全な牛乳生産のため懸命に仕事に取り組む姿勢が感じられるようなもの。

2 募集規定

- (1)写真は可能な限りデータで提出してください。
- (2)自作で未発表のものに限ります。
- (3)作品には、題名・氏名・振り仮名・住所・所属組合名を必ず記載してください。

3 応募資格 酪農家

4 締切日

令和3年5月31日（月）
（当日消印有効）

5 提出先

下記「提出先一覧」中の最寄りの酪農青年女性会議事務局宛に提出してください。

6 褒賞

- ・特選 1点
 - ・入選 若干
- ◎入賞者には賞品を贈呈いたします。
◎提出していただいた作品の返却はいたしません。
◎応募していただいた作品は、全酪連会報およびカレンダーへの掲載を含め、今後各地での牛乳消費拡大活動（「父の日に牛乳を贈ろう！」キャンペーン含む）等で使用することがありますのでご了承ください。



第10回 特選
「私の大きな友達」
山川 靖彦さん

提出先一覧

- 北海道酪農青年女性会議
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1
酪農センター5階 全酪連札幌支所内
TEL 011-241-0765
- 東北酪農青年女性会議
〒980-0021 仙台市青葉区中央1-7-20
東邦ビル3階 全酪連仙台支所内
TEL 022-221-5381

- 関東甲信越酪農青年女性会議
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-37-2
酪農会館 全酪連東京支所内
TEL 03-5931-8011
- 中部酪農青年女性会議
〒460-0008 名古屋市中区栄1-16-6
名古屋三蔵ビル3階 全酪連名古屋支所内
TEL 052-209-5611

- 西日本酪農青年女性会議
〒532-0011 大阪市淀川区西中島5-14-10
新大阪トヨタビル6階 全酪連大阪支所内
TEL 06-6305-4196
- 九州酪農青年女性会議
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-15
事務機ビル7階 全酪連福岡支所内
TEL 092-431-8111

価格状況 ▲……強含み ▲……やや強含み →……横這い ▼……やや弱含み ▼……弱含み

事務所	畜種	相場(万円)	価格状況	管内状況
札幌管内	育成牛(10-12月令)	42~52	→	札幌管内の3月中旬までの生乳生産量前年比は、函館管内月計で95.1%、累計で99.7%、苫小牧管内月計で100.5%、累計で100.5%の実績となっております。4月の初妊牛動向といたしまして、6月分分娩が中心となります。3月の同地域の乳牛市場は上場頭数が多くありましたが、春分娩ということもあり、相場は強含みで推移しました。庭先購買においては、中クラス以上の初妊牛もやや強含みで推移すると思われます。資源についてはF1腹・雌雄選別腹ともに十分に確保できるものと思われます。また、和牛受精卵移植腹も一定数の上場があります。出回り頭数は少ない地域ではありますが、優良牛や高能力牛の多い地域でもありますので、ご希望がございましたらお問合せください。
	初妊牛	72~82	▲	
	経産牛	45~55	→	
釧路管内	育成牛(10-12月令)	47~52	→	根釧管内の3月中旬までの生乳生産量前年比は、釧路管内月計で100.6%、累計で100.9%、中標津管内月計で102.4%、累計で101.8%の実績となっております。4月の初妊牛動向といたしまして、6月分分娩が中心となります。3月管内乳牛市場の相場が強含みとなったことから、庭先購買価格も前月の高値を維持し、横這いで推移するものと思われます。F1・雌雄選別腹での大きな価格差はありませんが、和牛受精卵移植腹については100万円を超えるものとなっております。経産牛につきましては、4月に入り離農となる生産者からの出品が増えることから、やや弱含みで推移するものと思われます。
	初妊牛	75~83	→	
	経産牛	42~52	▼	
帯広管内	育成牛(10-12月令)	42~52	→	帯広管内の3月中旬までの生乳生産量前年比は、帯広管内月計で103.5%、累計で103.5%の実績となっております。4月の初妊牛動向といたしまして、6月分分娩が中心となります。管内の乳牛市場は、高値が続いており、庭先購買価格も高値を維持しております。腹別では特に、和牛受精卵移植腹が高く、100万円を超える相場となっております。4月は引き続き春分娩腹が中心となるため、帯広管内の庭先購買もやや強含みで推移するものと予想されます。資源状況としては、F1腹が増加傾向にあり、雌雄選別腹はやや減少傾向にあると思われます。また、経産牛につきましても産歴の少ない経産牛は高値で取り引きされております。
	初妊牛	77~87	▲	
	経産牛	48~58	▼	
道北管内	育成牛(10-12月令)	42~52	→	道北管内の3月中旬までの生乳生産量前年比は、稚内管内月計で98.7%、累計で99.9%、北見管内では月計で104.8%、累計で104.6%の実績となっております。4月の初妊牛動向といたしまして、6月分分娩が中心となります。資源頭数は前年並みで推移すると予想されますが、管内乳牛市場は引き合いが強い状態が続いており、庭先購買も横這いで推移すると思われます。F1腹・雌雄選別腹の価格差もほとんどない状態が維持されると予想されます。4~5月で離農となる生産者が出てくる予定ですが、地元での引き合いも強く、産歴の少ない経産牛の価格も引き続き横這いで推移すると予想されます。
	初妊牛	74~84	→	
	経産牛	42~52	→	
道内総括	育成牛(10-12月令)	42~52	→	道内の3月中旬までの生乳生産量前年比は102.1%、累計で102.3%の実績となっております。道内は厳しい寒さを迎え、春の近づきを感じる季節となってきました。4月の初妊牛動向といたしまして、6月分分娩が中心となりますが相場は高値を維持することが見込まれ、先月に引き続き堅調に推移するものと思われます。腹別には、和牛受精卵移植腹の相場が特に強くなっております。資源状況は、各地域増加傾向であるため例年並み以上の頭数は十分確保できる見込みです。年度変わりなどにより相場が変動することもあるため、市場動向を注視しながら、庭先選畜購買を中心に優良な搾乳用素牛を供給して参りますので、購買計画がございましたら弊社担当者までご連絡頂きますよう宜しくお願い致します。
	初妊牛	75~85	→	
	経産牛	45~55	→	

今月の表紙

今月の表紙は
 岩手県 鈴木努氏 撮影
 です。



編集後記

- すっかり寒さも緩んで、待ち焦がれた春の訪れです。気持ちも晴れやかになる季節ですがまだコロナ禍は続いています。「新しい生活様式」を心がけ、春を謳歌しましょう。
- 各地域の酪農青年女性会議酪農発表大会も、オンラインで開催が始まりましたのでご視聴いただければ幸いです。
- 会報に関するご意見・ご要望等があれば、以下のアドレスにメールをいただければ幸いです。

shidoukikaku@zenrakuren.or.jp

令和3年4月10日発行(毎月1回10日発行)

全酪連会報 4月号 No.667

● 編集・発行人 白鳥建樹
 ● 発行 全国酪農業協同組合連合会
 〒151-0053 東京都渋谷区代々木一丁目37番2号 酪農会館
 TEL 03-5931-8003 <http://www.zenrakuren.or.jp/>

全酪連は、酪農生産者のロマンと
消費生活者の安心をつなぐ
スペシャリストとなります。



全国酪農業協同組合連合会（全酪連）